個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	相手方登録ファイル	
実施機関の名称	鈴鹿市上下水道事業管理者	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	上下水道局　経理課	
個人情報ファイルの利用目的	鈴鹿市水道事業及び下水道事業会計規程第15条第1項（収入の調定）、第25条第1項（支出の手続）、第30条（口座振替の申出）に係る債権者登録を行うため	
記録項目	1相手方氏名、2相手方住所、3口座情報	
記録範囲	鈴鹿市水道事業及び下水道事業会計規程第15条第1項（収入の調定）、第25条第1項（支出の手続）、第30条（口座振替の申出）に係る債権者等	
記録情報の収集方法	請求書、受取口座申請書の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは，その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	出納取扱金融機関	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）鈴鹿市総務部総務課	
	（所在地）〒513-8701　三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	□法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル　☑有　□無	
備考		

作成日（最終修正日）：令和8年3月9日

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	下水道受益者負担金管理システム	
実施機関の名称	鈴鹿市上下水道事業管理者	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	上下水道局　営業課	
個人情報ファイルの利用目的	受益者負担金を賦課、徴収するため	
記録項目	1土地所有者氏名、2住所、3土地の所在地（登記地目、登記地積）、4調定額、5納付額（収納日）、6口座情報、7電話番号、8個人番号	
記録範囲	下水道事業整備にかかる土地所有者（受益者）	
記録情報の収集方法	法務局、住民基本台帳、本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	㈱三重電子計算センター	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）鈴鹿市総務部総務課	
	（所在地）〒513-8701　三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	□法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル　□有　☑無	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年4月1日

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	上下水道料金システム	
実施機関の名称	鈴鹿市上下水道事業管理者	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	上下水道局　営業課	
個人情報ファイルの利用目的	水道料金、下水道使用料及び農業集落排水施設使用料を賦課、徴収するため	
記録項目	1お客様番号、2使用者住所、3使用者氏名、4所有者住所、5所有者氏名、6管理者住所、7管理者氏名、8送付先、9転居先、10水栓所在地、11世帯人数、12使用区分、13開栓日、14閉栓日、15メーター番号、16下水接続情報、17農業集落排水接続情報、18水量、19請求金額、20納付額（収納日）、21徴収区分、22口座情報、23支払状況、24折衝記録、25漏水、軽減情報、26給水停止情報、27貯水槽管理者住所、28貯水槽管理者氏名、29電話番号	
記録範囲	上下水道使用の契約者	
記録情報の収集方法	本人等からの申込、申請、申告書、開始届（休止、中止、廃止）、検針情報	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）鈴鹿市総務部総務課	
	（所在地）〒513-8701　三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	□法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル　☑有　□無	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年4月1日

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	給水装置工事台帳システム	
実施機関の名称	上下水道事業管理者	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	上下水道局　営業課	
個人情報ファイルの利用目的	給水装置工事の申込状況の管理及び工事実施状況の管理監督のため	
記録項目	1給水装置工事申込受付日、2水栓番号、3申込者住所、4申込者氏名、5申込者電話番号、6申込場所、7給水管口径、8分担金及び手数料の金額・収納日、9給水装置工事施工業者名、10工事施工日・竣工日	
記録範囲	給水装置工事の申込者	
記録情報の収集方法	申込者による申込書の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）鈴鹿市総務部総務課	
	（所在地）〒513-8701　三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	□法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル　☑有　□無	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年4月1日

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	管路情報システム	
実施機関の名称	上下水道事業管理者	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	上下水道局　営業課	
個人情報ファイルの利用目的	給水装置の情報提供のため	
記録項目	1水栓番号、2給水装置工事申込書、3給水装置設置状況図、4量水器番号、5給水管（量水器）口径、6給水装置使用者住所、7給水装置使用者名、8給水装置使用者電話番号	
記録範囲	給水装置工事の申込者及び給水開始の申込者	
記録情報の収集方法	申込者による申込書の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	当該給水装置の所有者及び所有者から委任を受けた者、㈱NJS	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）鈴鹿市総務部総務課	
	（所在地）〒513-8701　三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	□法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル　☑有　□無	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年4月1日

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	排水設備台帳管理システム（農業集落排水事業）	
実施機関の名称	鈴鹿市上下水道事業管理者	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	上下水道局　営業課	
個人情報ファイルの利用目的	排水設備新設等承認申請書の審査のため	
記録項目	1提出年月日、2申請者（住所・氏名・電話番号）、3設置場所、4使用者（住所・氏名・電話番号）、5使用人数、6土地・家屋所有者の同意（住所・氏名）、7指定工事店（住所・名称・代表者名・電話番号・責任技術者氏名・責任技術者番号）、8工事期間	
記録範囲	排水設備新設等承認申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	排水設備新設等承認申請書の提出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）鈴鹿市総務部総務課	
	（所在地）〒513-8701　三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	□法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル　☑有　□無	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年4月1日

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	排水設備未接続者名簿	
実施機関の名称	鈴鹿市上下水道事業管理者	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	上下水道局　営業課	
個人情報ファイルの利用目的	排水設備未接続者の状況把握するため	
記録項目	土地・家屋の状況（状態）および排水設備設置状況	
記録範囲	排水設備未接続者	
記録情報の収集方法	排水設備新設等承認申請書の提出。訪問および文章の送付に対する返信	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）鈴鹿市総務部総務課	
	（所在地）〒513-8701　三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☑法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル　□有　□無	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年4月1日

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	排水設備等計画確認申請書受付ファイル	
実施機関の名称	鈴鹿市上下水道事業管理者	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	上下水道局　営業課	
個人情報ファイルの利用目的	排水設備等計画確認申請書の審査のため	
記録項目	1提出年月日、2申請者（住所・氏名・電話番号）、3設置場所、4使用者（住所・氏名・電話番号）、5除害・特定施設設置の有無、6土地・家屋所有者の同意（住所・氏名）、7指定工事店（住所・名称・代表者氏名・電話番号・責任技術者氏名・責任技術者番号）、8工事期間	
記録範囲	排水設備等計画確認申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	排水設備等計画確認申請書の提出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）鈴鹿市総務部総務課	
	（所在地）〒513-8701　三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☑法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル　□有　□無	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年4月1日

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	公共ます等設置工事受付台帳ファイル	
実施機関の名称	鈴鹿市上下水道事業管理者	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	上下水道局　営業課	
個人情報ファイルの利用目的	公共ます設置工事発注および審査のため	
記録項目	1申請日、2申請人、3申請場所、4申請業者	
記録範囲	公共ます等設置位置確書を提出した者	
記録情報の収集方法	公共ます等設置位置確書の提出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）鈴鹿市総務部総務課	
	（所在地）〒513-8701　三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☑法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル　□有　□無	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年4月1日

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	水道管管理システム	
実施機関の名称	上下水道事業管理者	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	上下水道局　水道工務課	
個人情報ファイルの利用目的	配水管から量水器までの給水管の修繕及び管理に関する事務	
記録項目	1給水使用者の氏名・住所・電話番号、2給水管所有者の氏名	
記録範囲	給水使用者及び給水管所有者	
記録情報の収集方法	給水使用者及び給水管所有者からの申請書の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）鈴鹿市総務部総務課	
	（所在地）〒513-8701　三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	□法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル　☑有　□無	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年4月1日